

議案第 5 号

西脇市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

介護保険法の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市手数料条例の一部を改正する条例

西脇市手数料条例（平成17年西脇市条例第92号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）	手数料を徴収する事務 (略)	手数料を徴収する事務 (略)	金額
介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく事務 (略)	指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき 10,000円
	指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	(新設)	
	指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	(新設)	
	(略)	(略)	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。